

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 2 月 4 日
【報告者の名称】	日本コロムビア株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番40号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番40号
【電話番号】	03(6895)9001(代表)
【事務連絡者氏名】	財務・管理本部財務経理部長 駒 井 勝
	日本コロムビア株式会社
	(東京都港区虎ノ門四丁目 1 番40号)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所
	(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「当社」とは、日本コロムビア株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社フェイスをいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称 株式会社フェイス
所在地 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566 - 1 井門明治安田生命ビル

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年2月3日開催の当社取締役会において、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」又は「当社普通株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同する旨を決議するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、当社は、上記当社取締役会において、当社が平成25年6月21日開催の第162期当社定時株主総会において導入した「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本買収防衛策」といいます。)について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(ア) 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要について以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している当社株式4,485,538株(当社が平成26年2月3日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年12月31日現在の当社の発行済普通株式総数(13,512,870株)に、新株予約権(2,700個：当社が平成25年6月24日に提出した第162期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の新株予約権の数(2,730個)に、平成25年6月1日から平成25年12月31日までの変更(平成25年6月1日から平成25年12月31日までに、新株予約権は30個減少しております。)を反映した新株予約権の数)の目的となる当社株式の数(135,000株：当社が平成25年10月1日を効力発生日として実施した当社普通株式及びA種優先株式のそれぞれについて20株を1株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の影響を反映した株式数)を加え、上記平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年12月31日現在当社が所有する当社普通株式に係る自己株式数(17,255株)を控除した株式数(13,630,615株)に対する割合(以下「所有割合」といいます。)32.91%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。))を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成26年2月3日開催の取締役会において、公開買付者による当社の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、公開買付者が、当社を連結子会社化することを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を3,692,500株(所有割合27.09%。なお、本公開買付けにより当該3,692,500株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式(8,178,038株)の所有割合は60.00%。)としているとのことです。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(3,692,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,692,500株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

(イ) 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

公開買付者は、平成4年に設立され、日本で初めて音楽データ(MIDI)の商業配信事業を開始し、携帯電話用音楽フォーマットを利用した着信メロディ配信サービスを全ての携帯電話メーカーに搭載する等、世界で初めて着信メロディのビジネスモデルを確立し、創業時より、あらゆるデバイスに「音」を中心とするコンテンツを配信する仕組み創りを行ってきました。公開買付者グループ(本書提出日現在、公開買付者並びにその子会社9社及び関連会社7社から成ります。以下同じです。)は、本書提出日現在、「マルチコンテンツ&マルチプラットフォーム」を提唱し、様々なコミュニケーションツールの出現、多機能端末の進化、より細分化するコンテンツ等、著しく変化する市場環境に合わせて、多様なユーザーのニーズに応えるため、コンテンツ配信サービス事業の企画・開発、コンテンツフォーマット技術の開発・ライセンス提供を行う「コンテンツ事業」と流通小売業等を主対象としたポイントサービスを提供する「ポイント事業」を展開しております。

公開買付者グループは、将来にわたるグループの成長・発展に向けて、以下のとおり「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の早期具現化に取り組んでおります。

コンテンツ流通の新たな仕組み創り

国内における携帯・スマートフォンの累計契約数は、平成25年9月に1億4,019万件となり、特に、スマートフォンは平成25年度の出荷台数が2,990万台と見込まれ、全体の75.5%を占めるまで急激に普及が進んでいます。これらスマートフォンやタブレット端末の普及を背景として、情報流通手段の多様化に伴い、多くの情報が収集・構築・流通され、人々がそれらの情報を利用・共有して、人との交流を築いていくコミュニケーションプラットフォーム・ソーシャルゲーム・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等新たなサービスが生まれており、コンテンツサービスにおいても、ユーザーニーズに即した様々なサービスやコンテンツ流通の新たな仕組み創りが求められています。公開買付者は、ユーザーの「いつでもどこでも」というニーズに応えるべく次世代のコンテンツ流通を新たに創り出すことを目標としております。

新・360°戦略

日本は世界第2位の音楽市場といわれていますが、平成24年の音楽ソフト生産金額と有料音楽配信売上金額の合計は3,651億円と、ピークであった平成10年の6,075億円と比較して60%の水準にまで減少しています。また、急激に増加していた配信売上も平成22年以降は前年を下回る状況となり市場は大きく変化しています。これに対して音楽ライブ市場の規模は、平成25年には過去最高の2,000億円程度に増加すると予想されており、付随する出演料・マーチャндаイジング料をはじめ、特に日本ではカラオケ事業や有線放送事業等、音楽に関わるアーティスト関連のビジネスは大きなものになっています。公開買付者グループでは、早い段階からそうしたビジネスモデルにシフトしていくであろうという先見のもと「新・360°戦略」を掲げ、グループ各社でアーティストとファン・ユーザーをつなぐ様々な機能を企画・開発し、新たな仕組みを提供するビジネスモデル構築に注力しております。

コンテンツ事業におきましては、スマートフォンの普及に伴って、ユーザーの携帯電話の利用方法も、無料の多様なサービス、SNSの拡大、また端末自体の高性能な多機能化によって大きく変化し、従来型の携帯電話向けコンテンツの売上ランキング上位を占めていた着メロや着うたの売上高も減少が続いています。このため、公開買付者グループは、スマートフォン・タブレット端末の機能を活かした新たなサービスの展開に取り組み、スマートフォン向けの知育玩具アプリのほか、新たな音楽系サービスの投入を引き続き行っております。平成25年1月には日本初となるレコメンド機能を有するインターネットラジオ「FaRao™」のサービスを開始し、また、ゲーム音楽・音声の制作、声優・俳優の発掘、育成、マネジメントを手がける事業に出資したほか、平成25年4月には、携帯・スマートフォン向けファンクラブサイトの制作・運営事業及びアーティストグッズ、CD・DVD等のイーコマース事業を行う株式会社エンターメディアを子会社化しました。また、グループ各社が保有するソーシャルサービス、デジタル配信、ネットプロモーション、ライブ等のeチケット販売、ライブ・イベントの実施等の各機能を、音楽を売るためのプラットフォームからアーティストを売るためのプラットフォームに進化・統合させ、アーティスト活動において必要な全ての機能を提供していきます。今後も「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の具現化、また、「FaRao™」をはじめとする各サービスのグローバル展開を、様々な形態による先行投資を通じて積極的に進めていく予定です。

ポイント事業におきましては、単にポイント発行サービスを小売店舗に提供するだけでなく、ポイント発行データ取得・分析・販促活用を一連のサイクルとして企画から運用までトータルでサポートし、小売業の販促効率を最大限に高めるアウトソーシングサービスを提供しています。現在、全国で約500万人の公開買付者グループのポイント保有者があり、ポイントサービスを通して、小売業と消費者をつなぐ架け橋となることを目指し、マーケティングサポートを積極的に展開しております。

加えて、グループレベルでのオフィス・管理部門の統合、組織に囚われず事業の進捗・繁忙時期に合わせて事業要員を柔軟に配置するビジネスユニット制の採用等、人的生産性や経営効率の向上にグループをあげて取り組んでおります。

一方、当社は、明治43年10月1日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LPレコード発売、CDを世界に先駆け発売、業界初の着信うたフルサイトを携帯3キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。当社グループ(本書提出日現在、当社並びにその子会社6社及び関連会社1社から成ります。以下同じです。)は、業界2位の高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有の楽曲数は16万曲以上に及び、そのブランドは広く日本に知れわたっています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及ぶ楽曲と当社保有のカatalog原盤からの許諾料収入は、当社グループの大きな収益基盤となっています。また、当社は、ゲーム制作分野においても事業を展開しているほか、通販業者等にカスタマイズした商品を提供する特販/通販事業部門を有し、同部門のセグメント利益率は40%を上回り高い収益性を確保しています。さらに、平成24年10月に分社化して設立した販売子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社は、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡に営業所を配置し、全国の著名なレコード店舗とともに販売協力会「若羽会」を組織し、同会を通じた販売活動等強固な営業基盤を有しております。

当社グループは、現在、「アーティストラインアップの強化」、「音源フル活用・得意分野の取込」、「将来に向けた転進への布石」を重要課題として掲げ、既存アーティストと新人アーティストのヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、新規事業として、インディーズ分野の強化等による自社アーティストの獲得、カラオケ教室・ダンス教室事業、コンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

しかしながら、YouTube等の一般ユーザーが社会に容易に情報発信できるコンシューマージェネレイテッドメディア(CGM)やFacebook等のソーシャルメディアといったメディアの多様化は、単にコンテンツの流通方法を変えるだけでなく、消費スタイルや、コンテンツの制作方法等、音楽業界のあらゆる活動を変化させ、レコード会社が音楽情報の唯一の提供者としてパッケージ商品を販売する従来のビジネスモデルは十分に機能しておらず、その一方で、音楽業界は、未だ新たなメディア環境に適合したビジネスモデルを十分に描けていない状況にあります。

このように、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増す状況にあり、刻々と変化する市場環境に合った事業を展開していくことが必要となっています。

公開買付者グループとしては、かかる環境の中、コンテンツ流通の新たな仕組み創りに注力し、サービスのマルチデバイス化を進めながらユーザーサイドとアーティストなどコンテンツ制作者サイドの両方への浸透を図る取り組みを推進することが急務と考えております。

また、当社グループとしても、パッケージ中心のビジネスモデルが十分機能していない現在にあっては、従来と異なるアーティスト育成、開発、ヒット作品の創出の手法、マネジメント業務を含むアーティスト周辺ビジネスの拡大に継続して取り組むとともに、新規事業モデルの早期立上げ、コンサート、アーティスト関連グッズ、ファンクラブ、ウェブサービスなど商材・販売チャンネルの拡大を加速させることが重要と考えております。

両社の音楽関連サービスの連携を軸に、映画・ショートコンテンツ等の映像関連事業、携帯・インターネットを活用したアーティストプロモーション、新たなビジネスの創出等、相互の事業シナジーの確保を目指し、戦略的なパートナー関係を構築するため、公開買付者は、平成22年1月に、RHJインターナショナルSA、及びリップルウッド・ニッポン・コロムビア・パートナーズ2 L.P.の保有する当社普通株式4,964,000株(1株当たり31.37円)及びA種優先株式76,924,000株(1株当たり38.46円)のすべて(平成21年9月30日現在の当社の発行済株式総数に対する割合31.39%)を取得しました。

これ以降、当社所属アーティストのブランディング、ヒット作品の創出はもとより、豊富な楽曲資産のさらなる活用を積極的に進め、公開買付者と当社とは、共同で人気アイドルユニットの契約獲得を行う等連携して音楽関連サービスを提供しているほか、公開買付者は当社に対して、公開買付者のユーザー情報を直接取得できる登録システムや、通販事業では受注・物流システムのサービス提供を行う等ともに音楽ビジネスの拡大に努めてまいりました。

しかしながら、音楽メディアの技術革新、消費行動の変化、これらに伴う音楽市場の著しい変化の中にあつて、両社の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源を融合して有効活用することをさらに加速し、より一層の企業価値の向上に資するための施策を早期に展開していくことが急務であると判断しております。

公開買付者及び当社においては、現在、経営陣相互の意見交換を定期的に行い、事業担当者レベルにおいても事業上の協力関係を構築し、適宜、相互に補完して事業を行うことが可能な状況となっておりますが、今後、両社の事業の根幹を成す資産や経営資源、システム、ノウハウ等の相互提供・活用をさらに推進することにより様々な分野でより大きな事業シナジーを追求し、両社の事業提携をより深化させ、ひいては両社の企業価値のより一層の向上を加速的に図るための施策を検討してまいりました。このような状況の中、公開買付者及び当社は、平成25年10月頃より、両社間で協議を進めてきた結果、同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで迅速に協力して双方の事業を進めることが、両社の企業価値のさらなる向上につながるとの共通認識に至りました。

なお、公開買付者及び当社は、より一層の企業価値向上に資するための具体的施策として、以下のような施策が考えられると判断しております。

アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立

ピーク時から大幅に縮小した現在の音楽市場では、新人ヒットアーティストの輩出は非常に困難となっております。従来、音楽産業は、既存アーティストが売れた超過収益を、将来的な投資として新人アーティストの発掘・育成に回していく循環作用が機能していたものの、音楽市場規模が縮小し、アーティストの収益が大幅に低下している現状では、もはや従来の手法では、新人の育成・投資が困難な状況となっております。公開買付者は、アーティストに関わる必要な機能をアーティストプラットフォームとして整備し、これにソーシャルメディア機能をも補完して、アーティストとユーザーをつなぐシステムを用意しています。公開買付者と当社が連携することで、これらの機能を当社のアーティスト育成・開発に利用し、従来のように、新人育成の投資を大きく先行させることなく、SNSを通じてファンと一体化したアーティスト育成等、新たなアーティスト育成・開発のモデルを構築することが可能と考えております。また、公開買付者においても、新しいプラットフォームの活性化やユーザーサイドとアーティストなどコンテンツ制作者サイドの両方への浸透を図る取り組みを推進することが可能と考えております。

新たな制作手法の活用

当社が行う原盤制作をはじめとする音楽商品の制作段階においては、高い芸術性と品質を保持したうえで、その時のユーザーに受け入れられる流行を捉えた作品を、タイミング良く効率的に制作することが求められています。公開買付者グループは、多くの作詞・作曲家などのトップクリエイターに制作業務をコンペティション形式で発注し、受注者の募集を行うことができる音楽制作クラウドソーシングサイトのサービスを展開しており、公開買付者グループと当社グループが共同で同サービスを含む新たな制作プロセスを確立することで、制作コスト・制作期間の削減等効率化を図ったうえで、時流を捉えた作品を制作することができるものと考えております。

新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完

新しいメディアの出現により、従来の新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体を中心としたプロモーション活動に加えて、インターネット、SNS等ウェブを活用したプロモーションにも注力していく必要があります。公開買付者はウェブ主体の宣伝手法を得意とし、一方、当社は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体を活用したプロモーションを得意としているため、両社の宣伝、プロモーション機能を相互に補完、協業することで、より効率的で有効なプロモーション活動を行うことが可能であると考えています。

マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大

音楽市場の収益源は多様化、分散し、アーティスト関連分野に事業領域を拡大させることが急務となっていることから、両社は、相互に立ち上げているマネジメント事業の拡大に注力しております。重要な課題は、有望な新人アーティストの獲得、ライブ・イベント等の成長分野への参入にあります。公開買付者グループが有するプラットフォーム、イベントスペースの活用、eチケットシステム、ファンクラブ運営事業を活用することで、両社が相互にマネジメント業務を含む事業領域の拡大を図ることができるとともに、公開買付者グループが有する音楽、アーティスト関連の各機能・事業の拡大が図れるものと考えております。

新たな商材、販売組織の連携

当社グループは、全国主要都市に営業所を持ち、地域プロモーション機能を併せ持つ営業基盤を有しています。一方、公開買付者グループは、全国に展開する営業組織はなく、首都圏を中心とした営業展開となっています。今後の事業展開においては、公開買付者グループと当社グループとの間で、販売委託や新たな商材開拓、販売協力関係を構築することで、互いの営業効率を向上させ、営業組織の有効な活用を維持、拡大できるものと考えております。

アジア各国等へのグローバル展開

日本政府は、わが国の戦略産業分野である文化産業(クリエイティブ産業)の海外進出を促進し、国内外への発信や人材育成等を行うクールジャパン政策の推進を行っており、日本のコンテンツの海外展開が一段と加速することが期待されています。特にASEAN各国は、高い経済成長によって中間層・富裕層人口が増加し、音楽関連の消費も拡大すると予想されています。インターネットを活用することでボーダレスに情報発信できる現在では、この魅力ある海外音楽市場に対し、参入することが一層容易になっています。公開買付者も、成長が著しいアジア各国に日本の音楽コンテンツの配信、その流通の仕組みを展開していくことが、公開買付者グループの事業を大きく成長させるポイントと考えております。また、当社グループにとっても、日本を代表するアーティスト・ヒット作品、豊富なアニメ作品等を海外に展開することで、新たな市場を開拓し、収益を拡大することが可能となります。公開買付者グループと当社グループが、連携してコンテンツ、配信の仕組みを活用し、また海外事業に適した人材や相互の事業ノウハウを有効活用することによって、アジア各国での事業展開はより迅速に効率的に行うことが可能になると考えております。

当社としては、以上のように当社が公開買付者グループの一員としてより一層の戦略的パートナーシップを構築していくことは、著しく変化する音楽市場において、公開買付者の有するアーティスト育成における新たな手法やインターネット、SNS等ウェブを活用したプロモーション展開等を用いて、アーティストラインアップの強化や様々なビジネスへの展開が実現できるものと考え、さらには、公開買付者との連携によってアーティストや楽曲のグローバル展開を一層加速できる可能性が有るとの認識に至りました。

そして、以上のような公開買付者と当社の連携強化によって、当社は、将来に向けた転進を図り、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進し、公開買付者グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めていくことが可能となると考え、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至りました。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)より取得した当社の株式価値に関する株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書」といいます。)、並びに当社における独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成26年2月3日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨を決議いたしました。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、上記当社取締役会においては、S M B C日興証券より取得した当社株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は妥当であると考えられるものの、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議いたしました。さらに、上記当社取締役会においては、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨も決議いたしました。

また、上記当社取締役会では、下記のとおり本公開買付けに関する審議に参加しなかった菅谷貴子氏を除く当社監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明いたしました。

なお、本公開買付けに関する上記の意見等については、平成26年2月3日開催の当社取締役会において、当社取締役全6名(うち2名は社外取締役)のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役3名の全員一致により決議いたしました。即ち、当社取締役のうち、平澤創氏は公開買付者の代表取締役社長を、佐伯次郎氏は公開買付者の取締役を、吉田眞市氏は公開買付者のフェイス・グループ参与を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。また、当社監査役のうち菅谷貴子氏は、公開買付者の監査役を兼務しているため、同様の観点から、上記当社取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、S M B C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び、当社業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成26年1月31日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、S M B C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 585円～609円
D C F法 : 546円～734円

市場株価法では、平成26年1月31日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値585円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値609円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、585円から609円までと分析しております。

D C F法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成26年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、546円から734円までと分析しております。

なお、D C F法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者及び当社は、公開買付者が当社株式4,485,538株(所有割合32.91%)を所有して当社を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の内容のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。))に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成26年1月31日に当社の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。))を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法 : 559円～652円

DCF法 : 756円～882円

市場株価平均法では、平成26年1月30日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値559円、直近5営業日の終値単純平均値562円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値587円、直近3ヶ月間の終値単純平均値611円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値652円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、559円から652円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成26年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、756円から882円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり780円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり780円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年1月31日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値557円に対して40.04%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。)、平成26年1月31日までの直近5営業日の終値単純平均値560円に対して39.29%、平成26年1月31日までの直近1ヶ月の終値単純平均値585円に対して33.33%、平成26年1月31日までの直近3ヶ月の終値単純平均値609円に対して28.08%及び平成26年1月31日までの直近6ヶ月の終値単純平均値651円に対して19.82%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。また、本書提出日の前営業日である平成26年2月3日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値531円に対して46.89%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

また、公開買付者は、平成22年1月に、RHJインターナショナルSA及びリップルウッド・ニッポン・コロムビア・パートナーズ2 L.P.の保有する当社普通株式4,964,000株及びA種優先株式76,924,000株のすべてを取得しておりますが、その際の取得価格は、普通株式1株当たり31.37円、A種優先株式1株当たり38.46円であるとのことです。なお、当社は、平成25年10月1日を効力発生日として本株式併合を実施しておりますが、上記各価格には本株式併合による影響は反映されていないとのことです。本株式併合によって当社普通株式20株が1株に併合された影響を仮に単純に反映すれば、当社普通株式の取得価格は1株当たり627.4円相当となり、当該価格と本公開買付価格とは152.6円の差異がありますが、これは、主として当該取引が行われた時点以降の当社株式の株価の動向及び相対取引であった当該取引と当社の全株主を対象とする本公開買付けとの取引手法の差異によるものであるとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「(3) 算定に関する事項」のとおり、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、ＳＭＢＣ日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

ＳＭＢＣ日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び、当社業績の内容や予想等を勘案したＤＣＦ法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はＳＭＢＣ日興証券から平成26年1月31日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、ＳＭＢＣ日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、本公開買付けに関する意見等については、平成26年2月3日開催の当社取締役会において、当社取締役全6名(うち2名は社外取締役)のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役3名の全員一致により決議いたしました。即ち、当社取締役のうち、平澤創氏は公開買付者の代表取締役社長を、佐伯次郎氏は公開買付者の取締役を、吉田眞市氏は公開買付者のフェイス・グループ参与を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。なお、当社監査役のうち菅谷貴子氏は、公開買付者の監査役を兼務しているため、同様の観点から、上記当社取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておりませんが、菅谷貴子氏を除く当社監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明いたしました。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社株式について公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公平性の担保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。他方で、本公開買付けによって当社の連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、公開買付者は当社と対応方針を協議する予定であるとのことですが、具体的な対応方針は現時点では未定であり、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得する具体的な予定はないとのことです。なお、本公開買付けによって公開買付者が当社の総株主の議決権の過半数を取得するに至らない場合には、公開買付者は、当社の連結子会社化の目的を達成するために必要な限度で、当社の取締役総数の過半数に相当する数の公開買付者グループの役職員を取締役選任議案における候補者に含めるよう、当社に要請する可能性があるとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限(3,692,500株)を設定しておりますので、本公開買付け後における公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で8,178,038株(所有割合60.00%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
平澤 創	取締役会長		2,100	21
原 康晴	代表取締役社長		20,752	207
吉田 眞市	代表取締役副社長	人事本部長 兼 経営戦略室長 兼 ゲーム事業担当	665	6
阿部 敏則	取締役 最高財務責任者	兼 財務・管理本部長	1,400	14
佐伯 次郎	取締役		31,400	314
南部 靖之	取締役		292	2
長吉 晋	常勤監査役		7,406	74
本多 清	監査役		494	4
菅谷 貴子	監査役		1,484	14
計	—	—	65,993	656

(注1) 役職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権数には、本書提出日現在の当社の役員持株会における持分に相当する当社株式の数(小数点以下切捨て)及び当社株式に係る議決権の数、並びに、本書提出日現在において保有する当社の新株予約権を行使した場合に取得する当社株式の数及び当社株式に係る議決権の数を含めております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

当社は、本買収防衛策を導入しておりますが、平成26年2月3日開催の当社取締役会では、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨を決議いたしました。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。